

令和5年4月27日

学生の皆さんへ
教員各位

理事（教育・学生担当）副学長
喜 多 一 美

令和5年5月8日以降の授業・課外活動等の実施について

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、現在の『2類相当』から『5類』に引き下げられることに伴い、同日以降の授業・課外活動等の実施については、下記のとおりとします。

なお、今後、感染の拡大等が生じた場合など、下記の取扱いを変更する必要がある場合は、改めてお知らせします。

記

I 共通事項

1. マスクの着用は、個人の判断とします。ただし、基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望する場合、健康上の理由によりマスクを着用できない場合などもあることから、他者のマスクの着脱を強いることのないようにしてください。また、マスクの着用の有無による差別・偏見等がおきないよう協力をお願いします。
2. 引き続き、基本的な感染症対策（手洗い、咳エチケット、換気等）をお願いします。
3. これまでの「発熱報告システム」及び「接触状況調査システム」への登録は廃止しますが、大学における流行状況を把握し、感染拡大防止するため、コロナ罹患状況について報告する「コロナ罹患報告システム」の報告をお願いします。

II 授業関係

1. 新型コロナウイルス感染症への罹患や感染が疑われる症状がある場合でも、授業を休んだ時は、欠席扱いとなります。
2. 講義室の定員は、通常定員（講義室の収容数）での運用とします。ただし、授業中1時間に1回は換気を行ってください。
3. 学生の着席位置の把握、座席表の提出は廃止します。

III 課外活動関係

1. サークル活動の活動時間は、1日4時間を限度としていたが撤廃し、活動時間は一部を除き平日・土日祝日を含め9時から21時までとします。
また、朝練習は6時から8時までを基本とします。
（ただし課外活動施設の使用は9時からとします。）
2. 土日のサークル棟での活動を再開します。
3. 日々の活動届は廃止します。
ただし、毎月の活動計画書及び学外での活動や遠征等については従前どおり、課外活動届（名簿含）を事前に提出し、終了後は活動結果報告を提出してください。

4. 課外活動施設の収容人数の制限を撤廃します。
ただし、学生個々の感染対策の観点から十分に注意をして使用してください。
5. 学外からの利用者について、本学のサークル等の練習相手、また、本学のサークル等に指導などで活動する場合は平日休日を問わず活動を許可します。
(ただし、外部団体のみでの使用は許可しません。)
6. 中央食堂前でのサークル勧誘について、チラシの配布、バンド演奏、パフォーマンス等を行いたい団体は事前に学生支援課に相談してください。
【使用時間：例】
12:00～13:00 バンド演奏(この時間帯以外は音を出さないでください。)
7. その他、対応が必要な事案が発生した場合は、随時、状況を確認しながら検討します。

以上